

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00083 沿革 <u>平成29年11月17日</u> 一部改正</p> <p>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p>	<p>貿易代金貸付保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00083 沿革 <u>平成29年10月27日</u> 一部改正</p> <p>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p>	
<p>[ I ] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1 基本的取扱事項</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 貸付契約の資金が別紙5に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）を含む輸出契約等の代金の支払に充てられる場合は、当該貨物に係る船積日から最終償還日までの期間が18月を超える貸付契約について、保険契約を締結しないこととする。</u></p>	<p>[ I ] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1 基本的取扱事項</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>	
<p>[ II ] (略)</p>	<p>[ II ] (略)</p>	
<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 <u>平成29年11月17日</u></p> <p><u>この改正は、平成29年12月18日から実施する。ただし、[ I ] 1 (8)は、平成29年12月31日から適用する。</u></p>	<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 <u>平成29年10月27日</u></p> <p><u>この改正は、平成29年11月6日から実施する。</u></p>	
<p>[別紙1] ～ [別紙4] (略)</p>	<p>[別紙1] ～ [別紙4] (略)</p>	

新	旧	備考																														
<p>[別紙5]</p> <p>WTO協定における農業に関する協定の対象品目</p> <p>WTO協定における農業に関する協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1Aの農業に関する協定をいう。）の附属書1に対象産品として掲げる以下の品目</p> <p>対象品目（HSコード）</p> <table border="1" data-bbox="98 547 965 1463"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="98 547 965 587">(i) 第1類～第24類（ただし、魚及び魚製品を除く。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="98 587 300 627">第1類</td> <td data-bbox="300 587 965 627">動物（生きているものに限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 627 300 667">第2類</td> <td data-bbox="300 627 965 667">肉及び食用のくず肉</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 667 300 746">第3類</td> <td data-bbox="300 667 965 746">魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 746 300 826">第4類</td> <td data-bbox="300 746 965 826">酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 826 300 866">第5類</td> <td data-bbox="300 826 965 866">動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 866 300 946">第6類</td> <td data-bbox="300 866 965 946">生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 946 300 986">第7類</td> <td data-bbox="300 946 965 986">食用の野菜、根及び塊茎</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 986 300 1066">第8類</td> <td data-bbox="300 986 965 1066">食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 1066 300 1106">第9類</td> <td data-bbox="300 1066 965 1106">コーヒー、茶、マテ及び香辛料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 1106 300 1145">第10類</td> <td data-bbox="300 1106 965 1145">穀物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 1145 300 1225">第11類</td> <td data-bbox="300 1145 965 1225">穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 1225 300 1305">第12類</td> <td data-bbox="300 1225 965 1305">採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 1305 300 1385">第13類</td> <td data-bbox="300 1305 965 1385">ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 1385 300 1463">第14類</td> <td data-bbox="300 1385 965 1463">植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品</td> </tr> </tbody> </table>	(i) 第1類～第24類（ただし、魚及び魚製品を除く。）		第1類	動物（生きているものに限る。）	第2類	肉及び食用のくず肉	第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	第7類	食用の野菜、根及び塊茎	第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	第10類	穀物	第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品		
(i) 第1類～第24類（ただし、魚及び魚製品を除く。）																																
第1類	動物（生きているものに限る。）																															
第2類	肉及び食用のくず肉																															
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物																															
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品																															
第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）																															
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉																															
第7類	食用の野菜、根及び塊茎																															
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮																															
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料																															
第10類	穀物																															
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン																															
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物																															
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス																															
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品																															

新		旧	備考
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品		
第17類	糖類及び砂糖菓子		
第18類	ココア及びその調製品		
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品		
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品		
第21類	各種の調製食料品		
第22類	飲料、アルコール及び食酢		
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料		
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品		
(ii) 2905. 43、2905. 44、3301、3501～3505、3809. 10、3823. 60、4101～4103、4301、5001～5003、5101～5103、5201～5203、5301、5302 注：品名は必ずしも網羅的ではない。			
2905. 43	マンニトール		
2905. 44	ソルビトール		
3301	精油		
3501～3505	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤		
3809. 10	仕上剤		
3823. 60	ソルビトール(他の号に該当するものを除く。)		
4101～4103	原皮		
4301	原毛皮		
5001～5003	生糸及び絹のくず		
5101～5103	羊毛その他の獣毛		
5201～5203	実綿、綿のくず及びカードし又はコームした綿		
5301	亜麻		
5302	大麻		
【別表】 (略)		【別表】 (略)	